

規制の事後評価書

法令の名称：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 295 号）

規制の名称：船舶の原動機からの窒素酸化物の放出量に係る放出基準の強化（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 11 条の 7）

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省海事局海洋・環境政策課

評価実施時期：令和 7 年 3 月 21 日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・平成 26 年 4 月に第 66 回海洋環境保護委員会において、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約付属書 VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正案が採択された。そのため、北米海域及び米国カリブ海海域を航行する平成 28 年 1 月 1 日以降に建造された船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量について、より厳しい基準を適用することとする。
- ただし、24m 未満のプレジャーボート等は現行の基準を適用する。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 船舶による大 気汚染の防止	事前評価時	—
	事後評価時	規制適用海域（北米海域及び米国カリブ海海域）を航行するためには、原動機からの窒素酸化物の放出量に係る放出基準に適合させるための窒素酸化物低減装置の使用等が必要であり、当該海域における船舶から放出される窒素酸化物は規制開始当初と比べて 80 パーセント以上削減されていると考えられる。
② 経済的損失の 回避	事前評価時	—
	事後評価時	国際基準に則った基準を我が国の船舶が遵守することにより、外国の港においてポートステートコントロール（PSC）を受けた際に、是正命令等を発出され、船舶の運航が阻害されることによる経済的損失の発生を回避することができる。現に、PSC により運航が阻害されたという事実は確認できておらず、経済的損失を回避する効果はあったものと考えられる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 原動機の設置 費用の増	事前評価時	—
	事後評価時	原動機からの窒素酸化物の放出量に係る放出基準が強化され、当該規制が適用される船舶については原動機の設置費用が生ずるが、その具体的な額は、船舶や原動機の種別、契約条件や市況等により大きく変わりうるものであり、一律に示すことは困難である。

■ 行政費用

		算出方法と数値
本規制に係る行 政費用	事前評価時	行政においては、体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用は生じない。
	事後評価時	新たな行政費用は生じなかった。

■ その他の負担

—

3 考察

- ・窒素酸化物の放出量の制限を行ったことで、国際移動性を有する船舶による大気汚染の防止に貢献していると考えられる。また、国際基準に則った基準を我が国の船舶に遵守させ、国際条約違反の状態となることを回避させたことで、条約締結国の港における PSC によって、運航を停止されたという事案は報告されなかったことから、我が国の船舶が受ける不利益の防止効果はあったものと考えられる。
- ・一方で、遵守費用として原動機の設置費用が生じるが、関係者から費用負担等に関する意見は寄せられていない。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。
- ・以上により、本規制は継続することが妥当である。